

会議の概要
議長

定刻になりましたので、ただ今から平成31年3月第35回総会を開会いたします。開会時間は午後1時34分です。なお本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日の欠席者はおりません。出席農業委員会委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進員の出席人数は9名です。それではただいまより総会を開会いたします。おねがい事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないをお願いいたします。

それではこれより審議にはいります。

まず、日程1議事録署名委員の指名に移りますが、今月は議席番号4番田中委員と、議席番号5番森委員をお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。それでは申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。命によりまして、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議について」、申請番号1番を説明いたします。

農地を耕作する目的で取得する場合、農業委員会の許可が必要となります。そのために行う申請が農地法第3条の許可申請となります。それでは議案書の朗読をもって説明いたします。

(議案第1号申請番号1番について、記載事項を読み上げ、説明)

申請内容にもありますように、受人は、3名の共有です。今回の申請は、共有者1名の持分を他の共有者2名に均等に贈与するものです。

記載事項の内容から、農地法第3条第2項にある4つの許可要件のうち「農作業従事要件」については、年間150日以上を超えており、また「下限面積要件」については、小川地区における30a(3000㎡)を超えていることから、この2つの要件は満たすと考えます。残りの2つの要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地について、すべて効率的にりようしていることという「全部効率利用要件」につきましては各地区委員さんの現地調査報告で確認をお願いいたします。周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては、小川地区の委員さんの現地調査報告で確認をお願いいたします。以上、内容説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。今回の案件は小川地区、大河地区の両方の現地調査報告がありますので、はじめに小川地区の委員よりお願いいたします。

10番小林委員

はい。10番小林です。3月23日土曜日9時から農業委員2名、推進委員2名、合計4名で現地調査を行いました。現地は柿の木など植わっており、草刈りを4、5名でやっているのを見たことがあります。担当地区としては問題ないかと思えます。以上です。

議長

ありがとうございます。つづきまして大河地区の委員より現地調査報告をお願いいたします。

8番小林委員

はい。8番根岸です。3月23日土曜日8時半から農業委員4名、推進委員2名、合計6名で現地調査を行いました。水田は保安全管理されており、残りの筆につきましても、野菜、果樹が植わっており、保安全管理されております。特に問題なしと思われまます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長

よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第1号申請番号1番について承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、議案第1号は可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。つづきまして申請番号2番について、議案書の朗読をもって説明いたします。

(議案第1号申請番号2番について記載事項を読み上げ、説明)

記載事項の内容から、農地法第3条第2項にある4つの許可要件のうち「農作業従事要件」については、年間150日以上を超えており、また「下限面積要件」については、竹沢地区における30a(3000㎡)を超えていることから、この2つの要件は満たすと考えます。残りの2つの要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地について、すべて効率的にりようしていることという「全部効率利用要件」については各地区委員の現地調査報告にて確認をお願いします。周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては、竹沢地区の委員さんの現地調査報告で確認をお願いいたします。以上、内容説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。今回の案件は小川地区、竹沢地区の両方の現地調査報告がありますので、はじめに竹沢地区の委員よりお願いいたします。

13番山田委員

はい。13番山田が報告いたします。3月23日土曜日午前10時より農業委員2名、推進委員2名、合計4名で現地調査を行いました。現地は日陰で、ミョウガぐらいいはできる感じで山林化まではしていません。受人は25筆自作地があり、全体的に耕作、管理がされている状況です。以上です。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。つづきまして小川地区の委員よりお願いいたします。

推進委員栗生田委員

はい。推進委員栗生田が報告いたします。3月23日土曜日午前10時より農業委員3名、推進委員2名、合計5名で現地調査を行いました。現地はフェンスがあり奥に入れませんでした。保安全管理がされていることを確認できました。問題ないかと思います。よろしくをお願いします。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより議案第1号申請番号2番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、採決に入りたいと思います。只今の議案第2号申請番号1番「農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について」承認に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

はい。ありがとうございます。それでは賛成多数により、議案第1号申請番号2番は可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、日程3、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。つづきまして議案第2号申請番号1番についてを議案書で内容説明させていただき前に一言説明させていただきます。本申請のうち1筆については、平成30年9月25日総会で除外について審議していただき、承認した案件です。平成31年1月31日農業振興地域整備計画の変更により、除外が認められ、今回転用申請となりました。それでは、議案書を朗読いたします。

(議案第2号申請番号1番について記載事項を読み上げ、説明)

申請内容で説明した通り、申請の3筆については許可を受けず、既に宅地として使用されております。町の除外担当者がこの3筆について申請代理人より追認が認められるか相談を受けまして、許可権者であります埼玉県東松山農林振興センターの職員と現地調査と協議を実施しました。小川町都市計画区域に於いて、市街化区域・市街化調整区域の線引きが行われた昭和54年9月1日(都市計画区域決定告示)より前から宅地として使っていることが確認できれば、追認を認めるとの話でした。

一般社団法人「日本地図センター」の航空写真の証明書が提出されましたが、昭和50年1月15日撮影の航空写真では3筆いずれも宅地の一部の形態が映っております。以上の理由から、振興センターと協議した点について条件が満たされていると判断したため、除外申請および本申請を追認案件として受理しました。

なお、本件の農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地、第1種農地に当たると判断されます。

最後に調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくご願いたします。

事務局

はい。

議長

はい。事務局。

事務局

はい。1件、事務局より提案申し上げます。

農地賃借料情報の提供は「農業委員会等に関する法律」第6条第3項第2号に規定される農業委員会の調査及び情報提供活動の1つで、当委員会では2年に一度、利用権等の賃借料情報を基に集計し、情報提供しています。

お手元に配布いたしました「10aあたりの賃借情報」についてです。平成29年度と平成30年度の2か年分の賃借料情報の集計、分析結果について各農家等への公表・提案に先立って報告・内容説明いたします。

(内容について、記載事項を読み上げ、説明)

情報提供の方法については農業委員会事務局窓口及び埼玉中央農業協同組合庁内各支店に備え付けをする予定です。また町ホームページにて公表いたします。以上、内容説明といたします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問なある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

何もないようですので、この内容を情報提供いたします。

それでは、「その他」について、他になにかありますか。

(挙手なし)

議長

特にないようですので、それでは以上で本日の日程はすべて終了しました。これをもちまして平成31年3月第35回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時38分です。